

関西農業史研究会報

No.15-1980.7.22

不快指数も80をこえ、むし暑い京都の夏が再びやってきました。
さて、会報No.15をお届けします。第29回例会は、三橋先生の御報
告で、6月28日に10名の参加で、て席がれました。以下、その
報告要旨と討論要旨です。

第29回例会(6・28) 三橋時雄氏 「近世農業経営規模論の一歎」 —船橋亘(憲信)の農一戸業論を中心に—

(一)緒言

昭和15年当時、遡しき農家の適正規模論に関する歴史的研究といふ観点から取り上げたものを、今回は「近世農業経営の性格とくに經營理念」研究の一助にもなればと思ひ船橋憲信著『田法独立点』に現われた農一戸業論を取り上げてみる。

(二)農一戸業の概念

著者船橋憲信の師にあたる長島仁左衛門によれば、周制で農一戸の耕作規模を百畝としたのと同じ考え方であるて、農家一戸の勞働力の量に応じて面積の田畠を耕す農家一戸の生業のことといふ。

(三)『田法独立点』における「農一戸業」論の要旨

農民一人の力で耕せる田は5反、その高5石である。今の高1石の所で米の収穫量とする限界は2石であるから、1人の耕せる5

反(高5石)の収穫米は10石である。従って家族員数9人の上農夫といわれる農家1戸の正丁3人が耕せば田1町5反²の収穫米は30石である。これを田業とし、250日²を功を遂げ、11月から2月半までの110日は農漬(農床期)とし、田業の助けになる余業に従事する。この場合、その地方に産物があれば産物をとり、産物がないければ薪をとり、草・茅(蘆)刈り、薦を編み、女は糸機・洗濯などをしてその業をする。(中略)

田の無い貧者は富者から田畠高15石を借りて収穫米30石を得、その中から田主へ私租米7石5斗と畠の私租3石5斗を納め、残り19石が小作人の私得となり、この米が貧者9口の食となる。こまに對し、富者は田畠高15石を貧者に貸し、私租11石を受け、この内5石の税賦を納め、残米2石が家族(人の食となる)。故に貸付地の小作料収入のみで10人の食を得るために料田高150石が必要で、自分の手で耕して得る1戸の私得と10戸分の料田高150石と同じである。

なお100石の田畠の中には、薄租の山林を添えて持たなければ農家の家計は立ち難い。この山林より利を得たり、五穀の外に紅花・藍あるいは砂糖・烟草の類、そのほか地味により種々のものを作り、家計を豊かにする。嗚呼、農の利もしきこと想うべしと言つてゐる。

(四)「農一戸業」論の社会経済的背景

農一戸業について上記のようなことを論じてゐる『田法融合点』は安政年間に武藏国関宿藩土船橋勢信によつて著せられたもので、

著者は当時、領内農村における農民層の分解が進行し農村が波瀾してゐる中で、藩の治水整田事業にも関係したことから、農政問題とくに田制の改革について勉学し、田流結合点を著わした。

(五)「農一戸業」論の思想史的背景

その際、船橋頼信が直接に教えを受けたのは土浦藩の農政学者長島仁左衛門など、その影響を受けた頼信は、中国の井田法とそれが國上古の班田法を神制としていつの日か革命のようなことが起った場合には、農家にその耕作能力に応じた面積の田畠が配分され、それによって農一戸の生業が成り立つことを願ってゐる。したがって、農業経営の規模といつても農家の家族構成の違いによつて差があるのは班田奴役の場合と同じであるが、馬を持ってゐる場合には、田畠の配分を1口分増すという点は、社会政策的土政策といわれる日本の班田法と異り、むしろ生産政策的土政策といわれる中国の井田法の思想に近い。

(六)「農一戸業」論の性格

過日の報告では、以上のようなことからも、船橋頼信の農一戸業論は何いかといえば藩の財政収入の確保という為政者の立場からする適正規模論であるとしたこのような為政者的適正規模論よりも、農業経営者自身が近代農業経営の適正規模をどのように考えていたかと、今後「農民的農春」の中から探り出してみたとして、報告を終んだ。

ここでは先ずその手始めとして、翁稿整信の文と非常に似て
はいるが、もとと農民出身の農民的要素を持つ長島仁左衛門
の考を紹介しておこう。仁左衛門は、藩財政の立場からではなく
、農業経済の立場から、他人を雇傭する大きな規模の経営は
賃銀の高騰という点から事実上不可能であるとして、家族労働
によるより規模の小さい経営を、農家の立場からする適当な規
模と考えてはいるのである。(三橋氏記)

【討論要旨】

①「利」をめぐる

单なる自給的な需要充足主義ではなく、やはり小商品生産の
展開を反映したものと考えられる。

②関東農民の農業観

「豊年税書」等と比較するとどういひでないか。商品
生産に対する取り組み方、とりわけ支配側の姿勢等を探してい
けいるのではないか。それによると関東農業といふ地域性の持
徴が明らかにできることはないかという意見が述べられた。

③経営規模をめぐる領主と農民の対抗関係

両者の適正規模論の相違があるのかか、討論の中心となつた。これで、為政者・学者の農書と農民の農書との比較検
討が必要であろう。領主の場合には、担税能力と反対化が抑制し
ようとするが、農民の側も単純な拡大志向とはいえない。そこ
には農業技術の問題もあるが、更には水・肥料、飼料といふ、た
だ共同体の問題や、節欲・儉約といふ思想的の問題もあるであ
はないかという意見が(程々意見)

(伊永記)